

お知らせ

認定制度移行に伴うJPALSの仕組みの変更について(実践記録提出期限の変更等)

日本薬剤師会では、薬剤師の将来を見据えて、JPALSを「認定制度」として整備し、「薬剤師認定制度認証機構」の認証を取得したうえで、クリニカルラダー(CL)レベル5、6を認定薬剤師として標榜できるように、準備・調整を進めていくことといたしましたので、ご報告いたします。

これに伴い、実践記録の提出期限やWebテスト期間の変更など、JPALSの仕組みを下記のとおり変更いたしますので併せてお知らせいたします。

なお、下記の措置については、CLレベル5、6だけではなく、全CLレベルが対象となりますのでご留意ください。

重要な変更となりますので、必ずご確認ください。

詳細は、JPALSホームページの「お知らせ」に掲載いたします。

記

1. 実践記録の日本薬剤師会への提出期限の変更について

今年度より、実践記録の提出期限が1月10日までとなります。ご留意ください。

提出済みの実践記録は、1月11日以降に追記・修正できなくなります。

期間内に決められた本数の提出がない場合、レベルの維持・昇格の対象となりませんのでご注意ください。

実践記録提出方法は、JPALSログイン後にご覧いただける「早わかり！JPALS」の「超簡単マニュアル」を参照ください。

2. 実践記録の記載について

今年度より、提出される実践記録の「この研修のまとめ」欄に、学習内容が記録されていることに加え、タイトルとその記録された内容に整合性があることが必須となります。

提出された実践記録が記載不十分の場合、当該年度のWebテストの受験が認められないことがあります。

3. Webテスト期間の変更について

2017年度のWebテスト期間は2018年3月1日～31日となります。

*お問い合わせは日本薬剤師会JPALSサポート係 jpals-support@nichiyaku.or.jp まで。

JPALS: <https://www.jpals.jp/login.php>

JPALSの仕組みの変更とQ&A

日本薬剤師会 生涯学習委員会
委員長 山本 晃之

<掲載箇所>

本会トップページ>日本薬剤師会の取り組み>
JPALS>JPALSの仕組みの変更とQ&A【PDF
ファイル】(平成29年度日本薬剤師会生涯学習担当
者全国会議/平成29年9月27日)

[http://www.nichiyaku.or.jp/action/wp-content
/uploads/2017/09/20170928.pdf](http://www.nichiyaku.or.jp/action/wp-content/uploads/2017/09/20170928.pdf)

1

JPALSの認定制度への移行準備に伴う仕組み変更

生涯学習支援システム(JPALS)について薬剤師認定制度認証機構の認証を取得し、クリニカルラダー(CL)レベル5、6を認定薬剤師として標榜できるように、準備・調整を進めていくこととしました。

これに伴い、JPALSの仕組みに変更が生じました。

2

JPALSの認定制度への移行準備に伴う仕組み変更 (1)実践記録の提出期限の変更

対象:CLレベル1~6 (全レベル)

2017年度

2017年4月1日～
2018年1月10日

2018年度以降

1月11日～
翌年1月10日

(注1)期間内に決められた本数の提出がない場合、レベルの維持・昇格の対象となりません。

(注2)提出済みの実践記録については、1月11日以降に追記・修正できません。(自分用)として保存するものは、追記・修正が可能です。

(注3)過渡的認定でCLレベル5に昇格され、現在もCLレベル5または6を維持されている方は、今年度末で更新となります。その方々の提出期限も1月10日までです。ご注意ください。

3

提出される実践記録について

- 提出される実践記録には、「この研修のまとめ」欄に、学習内容が記録されていることに加え、タイトルとその記録に整合性があることが必須となります。
- 提出された実践記録が記載不十分の場合、当該年度のWebテストの受験が認められないことがあります。

平成29年7月14日付、日薬業発第129号より

JPALSの認定制度への移行準備に伴う仕組み変更 (2)Webテスト期間の変更

2016年度

2017年

1月16日～4月15日

2017年度

2018年

3月1日(木)～31日(土)

4

JPALSの認定制度への移行準備に伴う仕組み変更 (3)実践記録提出の際の必須条件の変更

2018年1月11日以降の実践記録提出分より、STEP2「PS登録を行う」のチェックが必須となります。学習内容に該当するPSを必ず登録してください。選択されませんと、STEP3に進むことができません。なお、既存のPSに該当しない学習内容の場合には、新たな選択肢として、領域ごとに「その他」のPS番号を設ける予定です。

「その他」のPSの追加は12月末の予定です。
現時点(9/27)では、他のPSはございませんのでご留意ください。

5

JPALSのCLレベルの昇格、降格、更新の要件について (おさらいと確認)

6

【CLの仕組み早見表レベル1～4】

判定は年度ごと(1年で1レベルずつ)

	JPALS Webテスト受験要件 (いずれも1月10日まで)	昇格	降格	維持
CLレベル1	①実践記録6本以上/当年度 ②CL1のPSプレチェック	Webテストの合格を以て、次レベルに昇格		
CLレベル2	①実践記録6本以上/当年度 ②CL2のPSプレチェック			
CLレベル3	①実践記録6本以上/当年度 ②CL3のPSプレチェック			
CLレベル4	①実践記録6本以上/当年度 ②CL4のPSプレチェック ③提出された「実践記録」(ポートフォリオ)が、本会の「Webテスト受験資格審査小委員会(仮称)」によって確認されていること。	Webテストに合格後、 所定の手続きと認定料の支払いを以て、 レベル5に昇格		

7

【CLの仕組み早見表レベル5、6】

	薬剤師生涯学習達成度確認試験受験要件※	昇格	降格またはレベルの非表示	更新
CLレベル5	①薬剤師免許取得後5年以上 ②CLレベル5以上であり、かつレベル5に昇格後、1年を経過	薬剤師生涯学習達成度確認試験の提出が18本に満たない場合、かつ、Webテスト期間中に所定の手続きと認定料の支払いを完了しない場合は、CLレベル4に降格	認定期間(3年)の最終年度の1月10日までに実践記録の提出が18本に満たない場合、かつ、Webテスト期間中に所定の手続きと認定料の支払いを完了しない場合は、CLレベル4に降格	認定期間(3年)の最終年度の1月10日までに実践記録を18本以上提出。かつ、Webテスト期間中に所定の手続きと認定料の支払いを行うこと
CLレベル6		認定期間(3年)の最終年度の1月10日までに実践記録の提出が18本に満たない場合、かつ、Webテスト期間中に所定の手続きと認定料の支払いを完了しない場合は、下位レベルに降格はないが、CLレベルは非表示となる	認定期間(3年)の最終年度の1月10日までに実践記録の提出が18本に満たない場合、かつ、Webテスト期間中に所定の手続きと認定料の支払いを完了しない場合は、下位レベルに降格はないが、CLレベルは非表示となる	

※薬剤師生涯学習達成度確認試験の受験は義務ではありません。CLレベル5の更新を継続するという選択肢もあります。CLレベル5の更新を続けていれば、いつでも受験(試験実施は年1回)が可能です。

クリニックラダー昇格Webテスト

【実施期間】3月1日～3月31日の1カ月間(年1回・3月のみ)

【受験要件等】

1月10日までに次の①、②2つの要件を両方とも満たす必要がある。要件が満たされていれば、JPALSログイン後、上部に「システムからのお知らせ」メッセージが表示され、3月1日AM6:00より受験可能となる。実施期間中であれば合計するまで何度も受験できる。

- ①期日までに実践記録(ポートフォリオ)を6本以上、日本薬剤師会に提出していること。
- ②自分のレベルのプロフェッショナルスタンダード(PS)の「フレッシュ」を完了していること。

【出題範囲、出題数、合格ライン及び制限時間】

昇格 Webテスト	出題範囲	出題数	合格ライン	制限時間
CLレベル2への昇格	CLレベル1のPS 30項目	5題	全問正解	15分
CLレベル3への昇格	CLレベル2のPS 71項目	5題	4問正解	15分
CLレベル4への昇格	CLレベル3のPS 64項目	10題	7問正解	30分
CLレベル5への昇格	CLレベル4のPS 99項目	50題	30問正解	100分

【受験料】無料。

実践記録に関するQ&A(2)

Q3: 2018年1月10日までに日本薬剤師会に提出した実践記録は、2018年1月11日以降、編集、削除ができないことですが、閲覧はできるのでしょうか？

A3: 閲覧は可能です。

Q4: 実践記録を提出後に編集、削除はできますか？

A4: 提出済みの実践記録の編集、削除は毎年、1月10日までは可能です。1月11日を過ぎると、編集、削除は一切できません。閲覧のみとなります。
例えば、2018年1月11日～2019年1月10日の間に本会に提出いただいた実践記録については、2019年1月10日までに編集、削除が可能です。なお、(自分用)として保存する実践記録については、期限なく編集、削除が可能です。

Q5: 2018年1月11日～3月31日の間に日本薬剤師会に提出した実践記録は、いつの分の実践記録になるのでしょうか？

A5: 翌年度(厳密には2019年1月10日まで)の提出分としてカウントされます。

CLレベル昇格・降格関連Q&A(1)

Q6: CLレベル5の2年目で生涯学習達成度確認試験に合格し、CLレベル6になりました。認定期間はどうなりますか？

A6: CLレベル5の方が、生涯学習達成度確認試験を合格されてCLレベル6になられた場合には、認定期間はCLレベル5の期間を引き継ぎます。認定期間内にレベル6になられている場合には、次回の更新までは申請費用のお支払いはございません。

Q7: CLレベル5のWebテストに合格したのですが、所定の手続きと認定料の支払いを行わなませんでした。CLレベル5に昇格できますか？

A7: Webテスト期間内に手続きを行わなかった場合、及び認定料のお支払いを行わなかった場合は、いずれのケースもCLレベル5に昇格できません。

Q8: CLレベル6だったのですが、いままで表示されていたレベルの欄が空欄になりました。CLレベル6を再表示させるにはどうしたらよいですか？

A8: レベル6の更新要件を満たさなかつたため、レベルが空欄になりました。再度表示されるには、翌年1月10日までに実践記録を6本以上提出したうえで、提出した年度末に実施するWebテスト期間中に、所定の手続きと認定料の支払いを行なって、CLレベル6を再表示させることができます。認定期間はそこから新たに3年です。

CLレベル昇格・降格関連Q&A(2)

Q9: 以前、過渡的認定を受けてCLレベル5に昇格し、現在もレベル5を維持しています。CLレベル4に降格しないためにはどうしたらよいでしょうか？

A9: 過渡的認定を受けてJPALSをCLレベル5から開始された方々は、今年度末(2017年度末)が更新となります。CLレベル5を更新するには以下①と②、両方を行ってください。

①2018年1月10日までに、実践記録(ポートフォリオ)を18本以上、JPALSのシステム上から日本薬剤師会に提出すること。

②Webテスト期間中の3月1日～31日までの間に、所定の手続きと認定料を支払うこと。

1月10日までに要件を満たさなかつた場合、CLレベルは4に降格します。実践記録の提出期限にご注意ください。

薬剤師生涯学習達成度確認試験(CLレベル5の方の昇格試験)

■薬剤師生涯学習達成度確認試験(2017年の実績)

【実施日】7月の最終の曜日に実施。(年1回・1日のみ)

【試験会場】日本薬剤師研修センターのホームページにて周知。

(2017年度は全国で7カ所)

【JPALS利用者の受験資格】①、②いずれの条件も満たしていること。

①薬剤師免許取得後5年以上であること。

②クリニックラーダーCLレベル5であり、且つCLレベル5に昇格後、1年を経過していること。

【試験内容】Web試験ではなく筆記試験(マークシート)。

日本医療薬学会の認定薬剤師試験に準ずる内容。

日本医療薬学会ホームページ(<http://www.jspchs.jp/nintei/06.php>)

に模擬試験、参考文献が掲載されている。

【受験料】20,000円(税別)、日本薬剤師会会員は10,000円(税別)

【受験申込・受験料振込先】(公財)日本薬剤師研修センター

※「薬剤師生涯学習達成度確認試験」の申込み時、JPALS-IDを記載されたうえ受験し、合格された方は、JPALSのCLレベル6に自動昇格いたします。

実践記録に関するQ&A(1)

Q1: 2018年1月10日までに日本薬剤師会に実践記録を6本以上提出した後、Webテストが受験できるか否か、どこで確認できますか。またいつ分かるのでしょうか。

A1: Webテスト期間までに、メールでお知らせします。また、Webテストの受験が可能な場合、Webテスト期間になりますと、JPALSログイン後の画面上部にあります「システムからのメッセージ」で、受験可能な旨のメッセージを表示します。ご確認ください。

Q2: 実践記録が「記載不十分」と判定された場合、翌年のレベルはどうなりますか。

A2: 実践記録を6本以上提出されているため、そのレベルは維持されます。
翌年度に6本以上の実践記録をご提出いただければ、翌年度改めて昇格のチャンスを得ることができます。

認定に関するQ&A

Q10: 単位のシールは発行されますか。

A10: 認定単位(認定シール等)の交付はいたしません。

Q11: 他のプロバイダーのe-ラーニングで認定薬剤師の資格を取りましたが、継続のための単位をJPALSのe-ラーニングで取得できるのでしょうか。

A11: JPALSは単位を発行する制度はございません。従いまして、他のプロバイダーと単位の互換性はございません。

Q12: 認定証は発行されますか。

A12: これまで同様、認定証はCLレベル5及びCLレベル6の利用者に発行します。JPALS画面上からダウンロード可能です。

Q13: JPALSのCLレベル5及びCLレベル6の認定証を持っていると、日本薬剤師研修センターの「研修認定薬剤師」の更新ができるのでしょうか。

A13: 更新はできません。